

岩手県告示第134号の2

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第14条第1項の規定に基づき、同条例第50条第1項及び第2項に規定する個人が行う事業に対する事業税の申告書の提出期限（その期限が令和2年2月27日から同年4月15日までの間に到来するものに限る。）のうち、県内の市町村に事務所又は事業所を有する個人の事業の所得に係るものについては、同月16日まで延長する。

令和2年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也